



図-1 放置人工林を水源の森へ

クマから始まった 日本熊森協会の活動

日本熊森協会は、「クマ」をシンボルに生きものたちのつくる豊かな森を保全・再生するために活動する実践型の自然保護団体です。

私たちの活動は、1992年（平成4年）に、尼崎市立武庫東中学校の生徒たちが、絶滅寸前だった兵庫県ツキノワグマを守ろうと学校を挙げた活動を始めたことから始まりました。私は、当時、この学校の生徒で、以来ずっと、野生動物や森林保全に取り組んでいます。

クマは、本来、自然豊かな森にひっそりと棲む生きものですが、戦後、開発や国の政策として全国一斉に進められたスギ・ヒノキ等の植林により、生息地を奪われ、人里に出て来ざるを得ない状況に追いやられました。

近年は、地球温暖化等の影響で、少なくなってしまった天然林もドングリの巨木が枯れる「ナラ枯れ」の大発生やシカの食害による下層植生の喪失、昆虫の減少など顕

著な劣化が進み、クマたちはさらに追いつめられています。

森に棲めなくなり、クマが外に出てくると、人を襲う凶悪な動物という誤解から、「害獣」として0歳や1歳の子グマや親子グマでも捕殺されます。2019～2020年は山の実りの全国的な凶作も重なり、2年間のうちに、全国で約1万3000頭のクマが捕殺されています。このまま安易な捕殺が続けば、クマを絶滅させる地域も出てきてしまうと大変心配をしています。

植物性に偏った雑食動物で、季節ごとの山の実りを糧に暮らしているクマが棲むことができる自然の森は、たくさんの植物、動物、微生物からなる「多様性」の保たれた森です。そして、この森は保水力に富む水源の森でもあります。森から湧き出る滋養たっぷりの水が、人を含むすべての生命や農業、林業、漁業、工業の全ての産業を支えています。

環境破壊により、生きものたちを絶滅の危機に追いやることで、森林生態系のバランスは崩れ、私たち



図-2 スギの人工林の外観。日本の人工林率は40%だが、奥地に行けば行くほど高くなる傾向があり、8割を超える自治体もある。クマは人工林率40%を超えると絶滅へ向かうとされる。



図-3 放置人工林の内部。日光が入らず表土がむき出しとなっている。



図-4 豪雨で崩落した放置人工林。地元の方は雨の度に次はどこが崩れるのか怖くてたまらないという。

は、豊かな森そのものを失います。

クマの絶滅を止める活動を通じ、このことに気がついた私たちは、1995年、森を守り全ての生きものと共存する社会をつくるため、自分たちで先頭に立って実践活動に取り組む自然保護団体として、日本熊森協会を立ち上げました。私が大学2年生のときです。

日本熊森協会設立以降、活動が広がり、大きくなる中で、自然保護団体の中心にも法律の専門家が必要だと感じるようになり、勉強をして弁護士になりました。2018年に日本熊森協会の2代目会長に就任し、現在は、1歳と7歳の子どもの母親でもあるので、目まぐるしい毎日ですが、豊かな森を次世代に残そうと、全国を飛び回り、各地の日本熊森協会の会員のみなさんとともに自然保護活動をしています。

深刻な奥山の放置人工林の荒廃

私たちが設立以来、最も力を入れて取り組んできたのが、奥山に植えられたまま手入れをされず放置さ

れている人工林の問題です。

高度経済成長期に林業振興や中山間地域の支援として行われた拡大造林政策により、全国で一斉に天然林を伐採し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の針葉樹が植えられました。この時期に、消失した天然林の面積は東北6県分の広さに及びます。

将来、材になり高く売れることを期待して造られた人工林ですが、その後、外材の輸入増加等による林業不況が起こり、手入れをされず、放置されるようになりました。原生的な自然林と異なり、人工林は、草刈りや間伐など人が管理し、手を入れられ続けなければ健全な状態が保てません。放置された人工林では、間伐もされず、成長不良のスギやヒノキがぎちぎちに植わっており、森に光が入らないため、下草も生えません。そのため、降った雨が直接地面にあたり、表土を流してしまいます。こうなると森の保水力は一気に低下します。

保水力の低下は、湧き水の減少、川の水位の低下をもたらし、将

来の水不足が心配される地域もあります。また、台風や豪雨の際には、洪水や土砂災害を心配しなければならなくなりました。放置人工林では、根が十分に育っておらず、豪雨の際、人工林が地面ごと崩れ、大災害をもたらすという事態が、温暖化による集中豪雨の増加もあいまって、全国各地で頻繁に起こるようになってきました。

新聞やテレビの報道では、土砂災害は自然災害として扱われていますが、崩れた山をよくよく見るとその多くが人工林で、毎年、多くの人が亡くなる災害が、「人災」であることがわかります。生きものの棲めない森は、人の生命や財産も奪っています。

林野庁は、数年前に、全国の民有林の3分の2が放置人工林であると発表をしました。奥地で進む、深刻な森の荒廃は、災害防止や将来の水源確保という観点から、すぐに対策を打たなければならない大変重要な課題のはずです。しかし、日本人のほとんどが都市部で住むよ



図-5 日本熊森協会がめざす森のかたち。奥山や崩れやすい場所は管理がいらす
災害に強い自然林に戻し、林業は材が出しやすく、管理のしやすい場所で。



図-6 高知県香美市での広葉樹林再生。絶滅寸前の
四国のクマのえさ場再生のために。人工林を伐
採し進めている。

うになった現在、森に目を向ける人は少なく、人知れず、荒廃が進んでいるのが現状です。

放置人工林を 生きものの棲める森へ

日本熊森協会は、島国である日本は、豊かな森を失えば水源を失う事態になりかねないことから、行き過ぎた放置人工林を動物たちの棲める本来の自然の森に戻していく取組みを、設立以来25年間続けています。

「動物たちに帰れる森を、地元の人たちに安心を」を合言葉に、地元の方に、提供していただいた場所や、自分たちで寄付を集めナショナル・トラスト運動の一環として購入した場所で、人工林を伐採して、コナラ、ミズナラやトチノキ、ヤマザクラなどの広葉樹を植えてきました。

実際に取り組んで痛感したことは森の再生の難しさです。私たちのフィールドは、標高が高い場所のため、傾斜と雪、そして近年山に上

がっているシカの食害により、植えた木は思うように成長せず、試行錯誤の繰り返しでした。植えた木は、なかなか成長しないのに、鳥などの動物が運んできた種が発芽した木がどんどん成長したりと、人の思うようにならないのが自然だということを感じ知らされます。

それでも、地道に続けていると15年、20年経つと、ようやく若い森になりはじめたところや、植えたクリの木に、毎年、クマが登るようになった場所などができて、ようやく少～しだけ成果が実感できるようになりました。

通常の間伐より割合の高い6割間伐をして間に広葉樹を植えていく方法や、皆伐地に植樹をする方法などいろいろと試してみましたが、現在は、0.5haから1ha規模の小規模な皆伐をして、植樹をしたり、自然再生を促す方法がいいのではないかと考えています。しかし、地域や場所の特性により、どの方法が適しているかは変わってくるため一概

にこの方法がいいと言えないというのが結論です。

私たちの活動は、まだまだ、天然林の再生の取組みが少ない中で、貴重な実践例でもあるので、記録や検証もしっかりとしていきたいです。

森を壊してしまうのは一瞬ですが、再生には、数十年から100年かかり、私たちの取組みは、世代を超えたものとなります。現在、メガソーラーや大規模風力発電などで、各地で貴重な自然林が数十から100ha規模で伐採をされていますが、私たちは、森林を破壊しての再生可能エネルギー開発は、温暖化対策として本末転倒であると反対しています。

森林環境税・森林環境譲与税を使った豊かな森再生の仕組みを

みなさんは、森林環境税という税金ができたのはご存じでしょうか？

平成31年3月に、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。住民が1人1,000



図-7 古賀総務大臣政務官に森林環境税で広葉樹林化を求める署名提出。

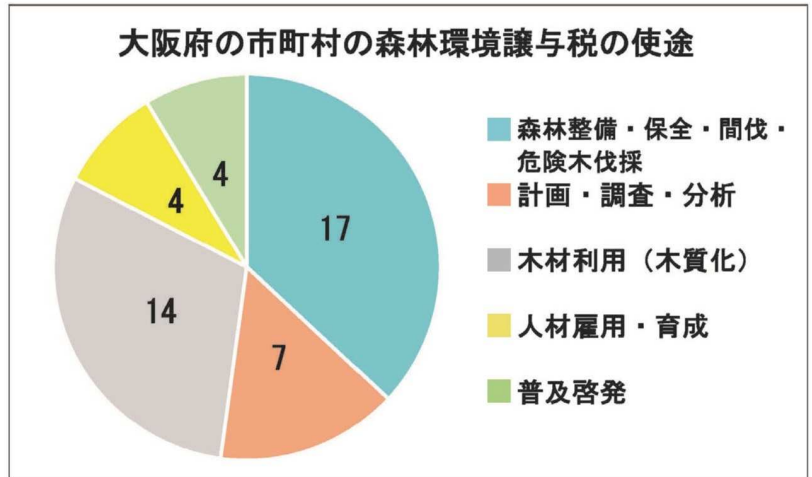


図-8 大阪府では森林環境譲与税で広葉樹林化を進めている自治体はない。実践例が少ないため、ノウハウを広めていくことも重要。

円納める「森林環境税」を「森林環境譲与税」として自治体に配布し、各自治体が森林整備及びその促進に関する事項に用いることができる制度です。森林環境税の徴収は2024年からですが、森林環境譲与税は、前倒しで全国の自治体に毎年配られています。

日本熊森協会は、森林環境税・譲与税法案が国会で議論された時、奥山の放置人工林の荒廃の現状を誰よりも知る自然保護団体として、「災害防止、生物多様性・水源保全のために、森林環境税を放置人工林の天然林化に使ってほしい」と訴えて回りました。

数十年ぶりの新税創設にもかかわらず、奥地の森の荒廃に対する関心は低く、そのように訴えて回っているのは私たちだけでした。しかし、多くの国会議員の方に賛同をいただき、森林環境譲与税で、「放置人工林の天然林化を進めること」という附帯決議（立法にあたって、国会が政府に求める要請）をつけて

もらいました。

森林環境譲与税の用途は、「森林整備及びその促進」という枠内で各自治体が自由に決められることになっており、法律の施行後は、日本熊森協会の本部や支部で、各市町村に、放置人工林の広葉樹林化を進めてほしいと訴えて回っています。

今年で森林環境譲与税の配布は4年目になりますが、使い道を決め切れていない自治体や「国民からわざわざ集める税金をそんなことに使うのですか？」ということに使う自治体もたくさんあり、放置人工林の広葉樹林化に使っている自治体は、まだ、ごくごくわずかです。森林環境税・森林環境譲与税のことを知っている人もほとんどいません。

課題はたくさんありますが、自治体が自分で使い道を決められるということは、市民の意識が高まれば、豊かな森の再生のための貴重な財源にできるはずです。25年に

亘る動物の棲める森再生の実践をモデルに、中山間地域の自治体に広葉樹林化の予算創設や人材確保を働きかけ、都市部の自治体には森林環境譲与税を水源地の自治体と一緒に広葉樹林化を進めていく取組みに使う流れを広め、森林環境譲与税を使った広葉樹林化のモデルをつくっていくことをめざしています。

そのためには、たくさんの方が、自分の住んでいる自治体の森林環境譲与税の用途に関心を持ち、使い道について意見を届けていくことが大切です。

著者プロフィール

中学生の頃、クマの絶滅を止める活動に関わったことから、日本熊森協会の設立に参加。京都大学文学部卒。その後、自然保護団体にも法律の専門家が必要と考え、弁護士資格を取得。現在2児の母。大阪のあすなろ法律事務所に所属。

